

平成28年 8月4日  
大臣官房技術調査課

## 建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様決定 ～建設現場におけるワーク・ライフ・バランスの推進～

国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みを進めております。その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレを「快適トイレ」と名付け、平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する土木工事から導入します。

Ⅰ「快適トイレ」は、男女ともに快適に使用できる仮設トイレの総称とし、以下の仕様を満たすトイレとします。

### 1. 快適トイレに求める標準仕様

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）  
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）  
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

### 2. 快適トイレとして活用するために備える付属品

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

### 3. 推奨する仕様、付属品

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- (13) 擬音装置
- (14) フィッティングボード
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

「1. 快適トイレに求める機能」「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品」については、現場に導入するにあたり、必ず備えるものとし、「3. 推奨する仕様、付属品」については、装備していればより快適となるものと定義。

※既契約済工事についても受発注者で協議の上、快適トイレを現場に設置可能とします。  
（平成28年10月1日以降協議して導入する場合に限る）